

**京都市駐車場条例の改正案に関する
市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方**

※ 以下、特段記載のあるものを除き、「京都市駐車場条例」は「条例」、「駐車場法」は「法」、「駐車場法施行令」は「令」といいます。

1 「自動二輪車の駐車場を設置しなければならない建築物」について（48件）

（1）建築物の種類・大きさについて（37件）

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	条例改正案に賛成である。	6	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。
	大規模な施設に対して、駐車場の設置を義務付ける条例改正案に賛成である。	1	
2	建築物の種類は限定せずに、すべての建築物を対象とすべきである。	3	自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける建築物は、法により自動二輪車の利用が多いと規定されている特定用途の建築物としています。 また、建築物の大きさは、自動車駐車場の設置を義務付けている建築物と同規模としております。
	駅や市役所に駐車場が必要である。	2	
	介護支援専門員による二輪車の駐車違反が多いので、福祉施設や介護施設に駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	
	自動二輪車は機動性に富み、観光施設を回るのに有効な交通手段なので、観光施設にも駐車場の設置を義務付けてほしい。	1	
	飲食店やライダーが集まる店舗は自動二輪車の駐車場が必要である。	1	
	銀行、テナントビル、駅、郵便局、本屋、市民活動センター、市役所に自動二輪車の駐車場を増やしてほしい。	1	
	建築物の種類や大きさにかかわらず、自動二輪車の駐車場がなければ不便である。	1	
	コンビニや福祉施設など、時間帯によって違法駐車が生じる建築物があるので、夜間に営業する建築物より、昼間に営業するすべての建築物に義務を課すべきである。	1	
	深夜以外に利用されるすべての建築物に自動二輪車の設置を義務付けるべきである。	1	
	個人の住宅でも訪問介護のサービスを受ける場合は自動二輪車の駐車場が必要である。 そのため、自動二輪車の利用がある建築物はすべて対象とする必要がある。	1	

2	学生にとって公共交通利用は経済的な負担が多く、自転車や二輪車に依存しているものが多い。 そのため、特に学生数が多い大学や傾斜地に位置する大学、公共交通の利便性が低い大学には自動二輪車駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける建築物は、法により自動二輪車の利用が多いと規定されている特定用途の建築物としています。 また、建築物の大きさは、自動車駐車場の設置を義務付けている建築物と同規模としております。
	大学には、自動二輪車の駐車場の設置を義務付けないのか。	1	
	自動二輪車の需要が多い大学に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	
	建築物の大きさで対象となる建築物を限定する必要はない。	1	
	もう少し、小さな建築物にも、自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	
	対象とする延床面積に満たない建築物であっても、自動二輪車による来訪が多く、駐車場が不足する建築物については、駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	
	建築物の大きさは、一般の住宅のみを対象外とするため200平方メートル以上とすべきである。	1	
	自動二輪車の需要を考え、対象とする建築物を選定すべきである。	1	
	ナイトクラブやキャバレー、バーなどお酒を提供する施設に駐車場の設置を義務付ける必要はない。	4	
3	なぜ、建築物の種類と大きさに該当する建築物を対象とするのか。 建物の種類と大きさのどちらかに該当する建築物を対象とすればよいのではないのか。	1	自動二輪車の利用者が多く、かつ、大規模な建築物に駐車場の設置を義務付けるため、両方の規定に該当する建築物に駐車場の設置を義務付けることとしています。
4	自動二輪車の駐車場は個々の建築主が検討すべきものであり、行政が義務を課すべきものではない。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して、原因者負担として駐車場の設置を義務付けることとしています。
5	駐車場の設置を義務付ける建築物は、令に規定された建築物にこだわる必要はない。	1	自動二輪車の利用者が多い建築物に駐車場の設置を義務付けるため、令に駐車需要を生じる建築物と規定されている建築物を対象とすることとしています。
6	駐車場の設置を義務付ける建築物は、京都市の実態に見合ったものなのか。	1	駐車場の設置を義務付ける建築物は、法の規定や自動車の駐車場の設置義務の適用建築物を基に対象となる建築物を選定しており、本市の実態に見合ったものと考えております。
7	駐車場の設置を義務付ける建築物の延べ床面積を決定した根拠を示してほしい。	1	対象となる建築物の延床面積は、現在の条例における自動車の駐車場の設置義務と整合を図ることから同規模としております。

(2) その他(11件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	民間のコインパーキングに自動二輪車の駐車場を設置するよう義務付けてほしい。	1	条例は、建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるもので、青空の駐車場やコインパーキングに自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるものではありません。
	民間の駐車場にも自動二輪車が駐車できるようにしてほしい。	1	
2	京都市が鉄道の駅に自動二輪車の駐車場を設置してほしい。	1	頂きました御意見は、今後の検討課題と考えております。
	自動二輪車の路上駐車が問題となっている駅については、道路整備等にあわせて駐車場を整備を急ぐべきである。	1	
3	各施設の利用層によって、自動二輪車の駐車需要は異なるため、自動二輪車駐車場の設置台数を設置義務以上とした場合に、自動車駐車場の設置台数を緩和できるようにしてはどうか。	1	頂きました御意見を踏まえ、設置義務台数以上に自動二輪車の駐車場を設置する場合において、自動車の駐車場の設置義務台数を緩和できる規定を検討してまいります。
4	目的地の近くに自動二輪車の駐車場がないと不便である。	1	自動二輪車の駐車場は、建築物又は建築物の周辺に設置していただくこととしております。
5	駐車場の設置を義務付ける建築物については、設置した駐車場の利用が少ないなどの事態が生じないよう精査する必要がある。	1	今後実施されるパーソントリップ調査結果等を活用し、自動二輪車の利用実態等の把握に努めてまいります。
6	鉄道駅付近の建築物についても、同じ基準とするのか。	1	鉄道駅周辺の建築物につきましても、同じ基準で自動二輪車の駐車場の設置を義務付けることとしています。
7	自動車の駐車場の付置義務と整合が図られているのか。	1	対象とする建築物の大きさは、自動車の駐車場の設置義務と同じ基準としますが、建築物の種類は自動車と異なり、令に規定する特定用途の建築物に限定しております。
8	用途地域に関係なく違法駐車は迷惑なものであるが、なぜ、駐車場の設置を義務付けていない用途地域があるのか。	1	法の規定により、駐車場の設置を義務付けることができる地域は、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域及びその周辺又は自動車交通のふくそうする地区と規定されています。 そのため、本市では第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域について、駐車場の設置を義務付けておりません。
9	令第18条は自動車の駐車需要を生じさせると記載しているため、それだけを見ると自動車だけを指していると思ってしまう。 駐車場法や道路交通法の定義を見て、初めて自動二輪車も含んでいることが理解できるが、そのことを丁寧に説明すべきではないか。	1	頂きました御意見につきましては、今後の参考とさせていただき、よりわかりやすい資料になるよう検討してまいります。

2 「自動二輪車の駐車場の構造」について（36件）

（1）駐車場の大きさについて（18件）

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	条例改正案に賛成である。	7	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。
2	大型の自動二輪車が駐車できるのであればよい。	2	義務として設置していただく自動二輪車の駐車場の大きさは、国土交通省が定める標準駐車場条例に規定する長さ2.3メートル、幅1メートル以上としております。
	大型の自動二輪車を駐車させるためには、もう少し大きな駐車場の方がよい。	2	
	駐車場の幅は1.2メートル必要である。	2	
	自動二輪車の駐車場の幅はもう少し広い方がよい。	1	
	自動二輪車の駐車場の幅は1.5メートル以上必要である。	1	
	自動二輪車には、125ccまでの小型自動二輪車も多く存在するため、少しでも駐車台数を多く確保できるよう、大型と小型の駐車場を分けて設置できるようにすればよいのではないか。	1	
3	自動二輪車が転回できるスペースが必要である。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動二輪車の出入りに支障がないよう、通路の構造について検討してまいります。
4	地方分権一括法により、地方の自主裁量が認められており、国土交通省が定める標準駐車場条例に準拠する必要はない。	1	国土交通省が定める標準駐車場条例が長さ2.3メートル、幅1メートル以上としていることから、それを準用しております。

（2）駐車場の設備等について（14件）

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場はできるだけ平坦な場所に設置してもらいたい。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動二輪車が転倒しないよう、自動二輪車の駐車場は平坦な場所に設置していただくなどの措置を検討してまいります。
	自動二輪車の転倒防止を検討すべきではないか。	1	
	駐車スペースの勾配が大きすぎると自動二輪車が駐車できないので、勾配について規定すべきである。	1	
2	自動二輪車の駐車場の位置がわかりやすいよう案内看板の設置をお願いしたい。	1	頂きました御意見を踏まえ、駐車場の標示や出入口及び通路の構造について検討してまいります。
	駐車スペースを縦列で配置すれば、大型の二輪車は取り回しができずに駐車できないことが想定されるため、駐車スペースの配置について規定すべきである。	1	
	駐車場の出入口や通路の構造は定めないのか。	1	

3	車輪止めなど盗難防止や、自動二輪車を固定する装置の設置を義務付けてもらいたい。	3	車輪止め、盗難防止の装置及び駐車場の屋根等の設備については、建築主の方に駐車場の利用実態に応じて構造等について対応していただくこととしております。
	自動二輪車の駐車場には、自転車の駐車場の様な複雑な車輪止めは必要ない。 U字型の車輪止めがあれば、利用者が盗難防止のロックを行う。	1	
	バイクや自転車の駐車場には屋根が必要である。	1	
	京都駅の付近にあるような自動二輪車の駐車場を増やしてほしい。	1	
4	法では、自動二輪車の駐車場の通路の幅について、一方通行の場合2.25メートル以上としているので、駐車場の幅も2.25メートルにすればよいのではないかと。	1	通路の幅は、自動二輪車の幅に移動時の安全性を考慮した余裕幅を考慮していますが、駐車場の幅は1メートル以上としております。
5	400ccと、それ以上の自動二輪車の一般的な大きさを示さなければ、駐車場の広さが妥当であるか判断ができない。	1	国土交通省が定める標準駐車場条例の基準に基づき、長さ2.3メートル、幅1メートルを以上の駐車場を設置していただくこととしております。

(3) その他(4件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場は個々の建築主が検討すべきものであり、行政が義務を課すべきものではない。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して、原因者負担として駐車場の設置を義務付けるものです。
2	駐車スペースへの進入路が確保できれば、建築物のデッドスペースに自動二輪車駐車場を設置してもよいのか。	1	自動二輪車が駐車場に安全に進入、駐車できる構造であれば、いわゆるデッドスペースに自動二輪車の駐車場を設置しても支障はありません。
3	駐車場の広さのことを、構造とは言わないのではないかと。	1	条例は自動車の駐車部分の広さを駐車施設の構造として規定しているため、自動二輪車の駐車部分の広さについても構造としております。
4	大規模な施設に対して、駐車場の設置を義務付ける条例改正案に賛成である。	1	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。

3 「自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定」について（50件）

(1) 付置義務台数の算定について(42件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場の義務付け台数が少なすぎる。	16	自動二輪車の駐車場の設置義務台数は、国土交通省が定める標準駐車場条例や他都市の事例と比較しても、概ね妥当な台数であると考えています。
	建築物の用途によっては、自動二輪車の需要が大きいので、駐車場の義務付け台数を増やすべきではないか。	3	
	駐車場の義務付け台数が少ないが、これで違法駐車が減るのか疑問である。効果が少ない。	2	
	算定式の分母が大きすぎて、自動二輪車の駐車場が設置される建築物が少なくなるのではないか。	1	
	住宅以外の建築物は、最低でも2台の駐車場を義務付けなければ、駐車のパーク時間帯に駐車できなくなる。	1	
	人口当たりの駐車違反が多いのであれば、例えば100平方メートルごとに1台設置を義務付ければよいのではないか。	1	
	少なくとも、1,000平方メートルに1台は駐車場が必要である。	1	
2	条例改正案に賛成である。	2	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。
3	延床面積が2,000平方メートル以下であるような小さな建築物にも、1台駐車場の設置を義務付けるべきである。	2	駐車場の設置を義務付ける建築物は、法の規定や自動車の駐車場設置義務の適用建築物を基に対象となる建築物を選定しております。
4	延床面積から、2,000平方メートル、3,000平方メートルを差し引く必要があるのか。	1	駐車場の設置を義務付ける建築物は、商業系用途地域では2,000平方メートルを超えるもの、周辺地区では3,000平方メートルを超えるものとしております。 それらの規模を超える部分に対して設置義務を課すため、延床面積からそれらの面積を差し引いております。
5	算定式はどのように決定したのか。	2	算定式は、国土交通省が定める標準駐車場条例を参考に定めております。
	算定式は京都市が独自に定めたものなのか。京都市の実態や既往の調査結果等から定められたものなのか。	2	

6	算定式の内容が理解できない。	2	駐車台数は、建築物の延床面積のうち、駐車場の設置を義務付ける基準面積を控除した面積から、自動二輪車1台当たりの建築物の延床面積を割って算定することとしています。
	自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける建築物について、法の規定から2,000平方メートル以上の建築物を対象にしているのは理解できるが、法は駐車場の台数まで規定していないので、施主に過度な負担を課さない範囲で、根拠を示して台数を定めるべきと思うが、その根拠が示されていない。	1	
7	自動二輪車の駐車場の設置台数が過度の負担にならないようにすべきである。	1	自動二輪車の駐車場の義務台数は、国土交通省が定める標準駐車場条例や他都市の事例と比べても過大なものではないと考えております。
8	自動二輪車の駐車場は多い方がよい。 自動二輪車の形状は千差万別なので、長さ2.3メートル、幅1メートルにこだわらず、柔軟に対応できれば、より多くの台数が確保できるようになる。	1	国土交通省が定める標準駐車場条例が長さ2.3メートル、幅1メートル以上としていることから、それを準用しております。
9	店舗については、客用の駐車場と従業員用の駐車場をそれぞれ義務付けるべきではないか。	1	自動二輪車を利用する従業員数や来客数は、店舗の立地条件や業態により異なることから、従業員用及び来客用の駐車場に分けずに算定することとしております。
10	建築物の延床面積だけでなく、建築物の利用者数を考慮することはできないのか。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務台数は、建築物の延床面積当たりの自動二輪車の利用者数で算定することとしております。
11	なぜ、百貨店その他の店舗だけ基準が厳しいのか。 自動二輪車の駐車需要は映画館や飲食店、遊技場も同じくらいあるのではないのか。	1	国土交通省が定める標準駐車場条例や他都市の事例においても、百貨店その他の店舗は、厳しい基準となっていることから、妥当であると考えております。

(2) その他(8件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場は個々の建築物が検討すべきものであり、行政が義務を課すべきものではない。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して、原因者負担として駐車場の設置を義務付けるものです。
2	自動二輪車の利用があるすべての建築物に対して、駐車場の設置を義務付けるべきである。	1	自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける建築物は、法により自動二輪車の利用が多いと規定されている特定用途の建築物としています。 また、建築物の大きさは、自動車駐車場の設置を義務付けている建築物と同規模としております。
3	大型の商業施設には、既に義務台数以上の自動二輪車の駐車場が設置されているのではないのか。 自動二輪車の駐車場の整備実態より、義務台数が少なければ、条例改正の意味がないのではないのか。	1	既に自動二輪車の駐車場の設置義務台数以上に自動二輪車の駐車場を設置している建築物もありますが、駐車場を設置していない建築物もありますので、条例改正は必要であると考えております。

4	建築物の立地や形状によって、自動二輪車の駐車需要は異なるので、柔軟な対応を希望する。	1	頂きました御意見を踏まえ、建築物の実態に応じて柔軟に自動二輪車の駐車を設置していただけるよう、自動車の設置義務駐車を自動二輪車の設置義務駐車場に転用できるよう検討してまいります。
5	設置が義務付けられる台数以上に自動二輪車の駐車を設置してもよいのか。	1	自動二輪車の駐車の設置義務台数以上に駐車を設置していただくことは可能です。
6	自動二輪車の駐車の設置が義務付けられるのは、新築、増築だけなのか。具体的に示すべきである。	1	建築物を新築、増築する場合及び用途変更により大規模の修繕又は模様替えを行う場合に、自動二輪車の駐車の設置を義務付けることとしております。
7	違法駐車が何台減少する見込みなのか、住宅地に溢れる自動二輪車の路上駐車が減り、お年寄りや乳幼児が危険な思いをしなくなる等の効果を示さなければ、算定式が妥当なものなのか判断ができない。	1	算定式は、国土交通省が定める標準駐車場条例を参考に定めております。 条例改正により、自動二輪車の駐車が増加していきますので、路上駐車の減少を見込んでおります。
8	大規模な施設に対して、駐車の設置を義務付ける条例改正案に賛成である。	1	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。

4 「自動車の駐車場の義務付け台数の緩和」について（46件）

（1）緩和制度の創設について（28件）

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	条例改正案に賛成である。	8	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。
	必要以上に駐車場があると、自動車呼び込むことになるため、自動車の駐車台数の緩和に賛成である。	1	
	自動二輪車の駐車場の台数にあわせて自動車の駐車場が減らせれば、その部分を店舗して活用できるので条例改正案に賛成である。	1	
	都心部において、新たに駐車場を増やさずに、実態に合わせて自動二輪車の駐車場を増やす条例改正案に賛成である。	1	
2	自動車の駐車台数を緩和する理由がわからない。	4	自動車の保有台数が減少していることを踏まえ、自動車の駐車場の設置義務台数の一部を自動二輪車の駐車場に転換していただくため、自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を緩和することを検討してまいります。
	自動車の駐車場の台数を緩和する必要はない。	3	
	自動二輪車の駐車場を設置しても、自動車の需要が減る訳ではなく、また、自動二輪車の駐車場の義務台数も多くないので、自動車の駐車場の義務台数を緩和する必要はない。	1	
	自動二輪車の駐車場を設置しても、自動車の利用者が減少するわけではないのか。	1	
	自動車の駐車場が充実しているのであれば、緩和してもよい。	1	
	コインパーキングを減らすことを目的として、自動車駐車場の緩和を行うのは筋違いである。	1	
	自動車の駐車場を緩和して大丈夫なのか。	1	
	運転免許の保有者数が増加し、また、コインパーキングが満車であることが多いことから、自動車が減少しているという実感がないが、自動車の駐車場を緩和する必要があるのか。一部の駐車場の利用状況が悪いというだけで、判断しているのであれば問題で根拠を示すべきである。	1	
	小規模なコインパーキングも需要がある。なぜ、駐車場を抑制しようとするのか。	1	
3	自動車の駐車場は必要な施設なので、減少しすぎるのはよくない。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動車の駐車場の減少しすぎることがないように、検討してまいります。
	自動車の駐車場は必要な施設なので、減少しすぎるのはよくない。	1	
4	自動車駐車場の緩和により、路上駐車が増加したら京都市が責任を取るのか。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動車の駐車場の緩和により、路上駐車が増加することがないように、検討してまいります。

(2) 緩和制度の運用について(10件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動車の駐車場の台数を減らすのであれば、利用率が低いなどの条件を定めるべきである。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動車の設置義務台数の緩和の詳細について、検討してまいります。
	自動二輪車の駐車場の設置が進むのであればよいと思うが、自動車駐車場の利用率が低いなどの条件を定めるべきである。	1	
	自動二輪車と自動車では駐車場の面積が異なるため、自動二輪車の駐車場を1台設置することに、自動車の駐車場を1台減らすという内容であれば、だれも自動車の駐車場を設置しなくなるのではないかな。	1	
	自動車の駐車場と、自動二輪車の駐車場の面積割合から、自動二輪車の駐車場を4台設置することに自動車の駐車場を1台緩和すべきである。	1	
	自動車の駐車場と、自動二輪車の駐車場の面積割合から、自動二輪車の駐車場を5台設置することに自動車の駐車場を1台緩和すべきである。	1	
	京都市中高層建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の意見募集では、自動車の駐車場を1台設置する代わりに二輪車の駐車場を4台設置すればよいという内容であったが、駐車場への進入路が考慮されていない。 駐車場条例の改正案には具体的な台数が示されていないが、進入等のスペースを考慮したうえで台数を検討すべきである。	1	
2	自動車の駐車場の台数は、具体的に何台減少するのか。	1	緩和できる自動車の駐車場の台数につきましては、意見募集の結果を踏まえ、検討してまいります。
	自動二輪車の駐車台数に応じて自動車の駐車台数を緩和するというのは、自動二輪車の駐車場を1台設置すれば、自動車の駐車場を1台減らすという意味なのか。	1	
	二輪車の駐車場を1台設置すれば、自動車の駐車場を1台減らすことができるという意味なのか。 緩和する基準がわからない。	1	
	自動二輪車を何台設置すれば自動車の駐車場を1台減らすことができるのかわからない。	1	

(3) その他(8件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場は個々の建築物が検討すべきものであり、行政が義務を課すべきものではない。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して原因者負担として設置を義務付けるものです。
2	荷捌きの駐車場の設置を義務付け、その台数分を緩和すればよい。	1	本市では、現在歴史的都心地区(四条通、河原町通、御池通、烏丸通で囲まれたエリア)において、荷捌き車両の削減に向けた取組を進めているところです。 荷捌き駐車場の設置については、その結果を踏まえて検討する必要があると考えております。
3	自動車の駐車場は公共交通の利用促進を図れば駐車場を減らすことができるが、自動二輪車の駐車場は減らすことができないのか。	2	頂きました御意見を踏まえ、自動二輪車についても、公共交通利用促進策による設置義務台数の引下げの適用について検討してまいります。
4	なぜ、公共交通利用促進策によって、自動車の駐車場の設置義務台数を引下げできる建築物を限定するのか。 自動車から公共交通機関への利用転換を促進するのであれば、すべての建築物が適用できるようにすべきではないか。	1	公共交通利用促進策により、駐車場の設置義務台数を引下げることができる制度は、平成23年に新たに設けた制度で、全国的にも事例が少ないことから、制度による影響や効果を検証しながら、適用を拡大することとしていました。 そのため、建築物を限定していましたが、頂きました御意見を踏まえ、適用できる建築物の拡大について検討してまいります。
5	道路上に自動二輪車の駐車場が設置されることを希望する。	1	道路上に自動二輪車の駐車場を設置するためには、一定の幅員を確保しなければならないという課題があります。 頂きました御意見は今後の検討課題とさせていただきます。
6	駐車場条例だけ、自動車の設置義務台数を緩和すると、大規模小売店舗立地法による駐車台数との乖離が拡大することになるが、どうにかならないのか。 同じ駐車場なのに国の担当省庁の違いで、基準が異なるのは理解できない。	1	条例は、駐車需要に応じた駐車施設の適切な配置を目的としており、大規模小売店舗立地法は、来客や商品の搬出入による周辺地域への影響が生じないように、店舗が周辺地域に配慮することを目的としております。 そのため、駐車台数の算定の方法が異なります。
7	都心部は税金によりインフラが高度に整備されており、駐車場やマンションなど一部のものが専有するのは、都市の損失なので、規制すべきである。 住宅であれば、京都の歴史的な町並みや文化に配慮することができるが、駐車場は、配慮する余地がないと思う。	1	本市では、条例で自動車の流入を抑制する歴史的都心地区(四条通、河原町通、御池通、烏丸通で囲まれたエリア)を定め、その周辺への駐車場の配置誘導を図っております。

5 その他（68件）

（1）駐車場条例改正案について（21件）

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場が少なく、駐車に苦労しているので、条例改正案に賛成である。	5	頂きました御意見を踏まえ、平成26年2月市会に条例改正案の提案を行いたいと考えております。
	条例改正案に賛成である。	2	
	京都市はパークアンドライドや公共交通の利用促進など、歩くまち京都を推進しているのに駐車場が少なく困っていた。 条例改正案に期待している。	1	
	駐車違反が多いのなら、条例改正案に賛成である。	1	
	若者の車離れや自動二輪車が増加している現状を踏まえ、自動二輪車の駐車場確保に向けて早急に取り組んでいただきたい。	1	
	自動二輪車の駐車場は小規模でも分散している方が便利である。	1	
	日本は世界に誇れる二輪車の生産国なので、それに見合った駐車場を整備すべきである。	1	
	大規模な施設に駐車場の設置を義務付けるのは理解できるが、小規模な施設に駐車場の設置を義務付けるのは無理がある。	1	
2	自動二輪車の駐車場は個々の建築物が検討すべきものであり、行政が義務を課すべきものではない。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して原因者負担として駐車場の設置を義務付けるものです。
3	自動二輪車についても、自動車と同様に隔地制度や公共交通利用促進策による義務台数の引下げを適用できるようにすべきである。	1	頂きました御意見を踏まえ、自動二輪車についても、隔地制度や公共交通利用促進策による義務台数の引下げの適用について検討してまいります。
4	自動二輪車の駐車場を設置している建築物をどのようにして利用者に周知するのか。 看板などに自動二輪車の駐車スペースがあるという表示をしなければ、自動二輪車を利用する方には駐車場があることが分からないので、その旨を表示することを義務付けるべきである。	1	来訪される方の属性は建築物によって異なるため、来訪者への周知の方法については、建築主が実態に応じて、決めることとします。
	自動二輪車の所有者が自動二輪車の駐車場が設置されていることを知らなければ意味がないので、駐車場を設置していることを広報すべきである。	1	
5	既存の駐車場においても、空きスペースを自動二輪車の駐車スペースとして利用できれば、自動二輪車の利用実態に応じて駐車場が確保できるようになり、路上駐車の減少に寄与することになる。	1	頂きました御意見を踏まえ、条例により設置していただいている既存の自動車駐車場においても、自動二輪車の駐車場に転用できるよう、検討してまいります。

6	駐車違反の件数や自動二輪車の設置義務の算定式の根拠が示されておらず、条例改正による自動二輪車の路上駐車の減少という効果が不明確であり、義務を課す意味が理解できない。	1	算定式は、国土交通省が定める標準駐車場条例を参考に定めております。 条例改正により、自動二輪車の駐車場が増加していきますので、路上駐車の減少にも効果があると考えております。
7	自動二輪車の駐車場の設置を義務付けることで、どのように駐車場が確保されていくのか。	1	自動二輪車の駐車場の設置を義務付けることで、建築物の新築、増築、用途変更に伴い、自動二輪車の駐車場が設置されていくことになります。
8	今後も必要に応じて見直ししてください。	1	パーソントリップ調査の結果等から、自動二輪車の利用状況を検証し必要に応じて見直しを検討してまいります。

(2) 自動二輪車の駐車場の確保について(9件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動車の駐車場はたくさんあるが、二輪車の駐車場はないので、道路上に駐車場を整備してほしい。	1	道路上に自動二輪車の駐車場を設置するためには、一定の幅員を確保しなければならないという課題があります。 頂きました御意見は今後の検討課題とさせていただきます。
	歩道に自転車の駐車場が整備されているのに、なぜ、自動二輪車の駐車場は整備してもらえないのか。	1	
2	自動二輪車の駐車場がないため、観光客は苦労している。 遠くの駐車場に駐車して歩いて観光するのは便宜性を損なうことになるので、二輪車の駐車場を確保してほしい。	1	頂きました御意見は、今後の検討課題と考えております。
	建築物に駐車場の設置を義務付けるだけでなく、観光地などに自動二輪車の駐車場を整備すべきである。	1	
	市内の自動二輪車の駐車場は利用率が高く、駐車場の需要がある。 有料でも良いので自動二輪車の駐車場を増やしていただきたい。	1	
	駅の近くには自動二輪車の駐車場が必要である。	1	
	自動二輪車用の月極駐車場を整備してほしい。	1	
3	条例による届出の際に窓口で緩和の説明をされても設計の変更は難しいので、事前に十分な周知が必要である。	1	改正条例の施行に当たっては、一定の周知期間を設け、関係機関等をはじめ、多くの方に理解していただけるよう周知に努めてまいります。
4	建築物に駐車場の設置を義務付けるのではなく、京都市も対策すべきである。 河原町や四条大宮など人が集まる場所に二輪車の駐車場を増やしてほしい。	1	自動二輪車の駐車場の設置義務は、駐車需要を生じさせる建築物に対して原因者負担として駐車場の設置を義務付けるものです。 頂きました御意見は、今後の参考にさせていただきます。

(3) 自転車等駐車場への自動二輪車の受入れについて(6件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	なぜ、自転車の駐車場に自動二輪車を駐車させることができないのか。	1	本市の自転車等駐車場は、自転車又は原動機付自転車の利用者の利便性の向上を図るとともに、自転車等の放置の防止に資することを目的に設置しております。 既存の市営自動車駐車場及び自転車等駐車場への更なるバイクの受入れについては、費用対効果や稼働率等を勘案し、検討してまいります。
	市営の自転車の駐車場は、50ccまでしか停められないので、125ccの自動二輪車も停められるようにしてほしい。	1	
	市営の自転車の駐車場に自動二輪車も停められるようにしてほしい。	1	
	125cc以上の自動二輪車が駐車できる駐車場が少ない。 市営の自転車駐車場に自動二輪車が駐車できるようになれば違法駐車が減少すると思う。	1	
	自動二輪車の駐車場を新たに整備するより、自動車や自転車の駐車場に自動二輪車が駐車できるようにしてほしい。	1	
	自転車駐車場の一部を原動機付自転車(50cc以下)に開放している施設があるが、原動機付き自転車の駐車場も不足している。 自転車へ原動機付自転車も含め、総合的に施策を進めてほしい。	1	

(4) 自転車・原動機付自転車の駐車場について(4件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	原動機付自転車の駐車場の設置は義務付けないのか。	1	原動機付自転車(50cc以下)については、本市が設置を義務付けている自転車の駐車場の一部を原動機付自転車が駐車できる構造とするよう、建築主に指導しております。 そのため、今回は50ccを超える自動二輪車を対象としています。
	京都市は自動二輪車だけでなく原動機付自転車の利用も多いので、原動機付自転車の駐車場の義務付けについてもあわせて検討すべきである。	1	
	自動二輪車より、50cc以下の原動機付自転車の方が、路上駐車が多くののに、50cc以下の原動機付自転車を対象外とするのか理解できない。	1	
2	自動二輪車の駐車場だけでなく、自転車の駐車場も増やしてほしい。	1	本市では、「改訂京都市自転車総合計画」に基づき自転車の駐車対策に取り組んでいるところです。

(5) その他駐車場について(10件)

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自動二輪車の駐車場がないことが路上駐車を正当化する理由にはならない。駐車場がなければ自動二輪車を利用しなければよい。 本当に自動二輪車の駐車需要があれば、民間の駐車場が自動二輪車の駐車場を確保するのではないかな。	1	本市では民間による自動二輪車の駐車場の確保を図るため、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を創設し、整備を促しておりますが、自動二輪車の駐車場は少ない状況です。 また、アンケート調査の結果も、駐車場が不足しているという回答が多数を占めていることから、自動二輪車の駐車場を確保しようとするものです。
2	自動二輪車の駐車場設置に関する助成制度は検討していないのか。	1	不特定多数の方が利用する自動二輪車駐車場の整備については、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を創設しております。 駐車場の位置や収容台数などの要件を満たす自動二輪車の駐車場に対して助成を行っております。
3	通勤、通学用の自動二輪車が長時間駐車すると他の人が利用できないので、自動二輪車の駐車場は有料の方がよい。	1	条例の改正は、建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けることを目的としております。 自動二輪車の駐車料金については、建築物の管理者等が利用者の実態を踏まえて決定されるものです。
4	自動二輪車の利用者だけの視点ではなく、様々な視点で検討すべきである。	1	条例改正案の検討に当たっては、駐車場の管理者の意見をお聞きするなど、様々な視点で検討しております。 頂きました御意見は、今後の参考にさせていただきます。
5	中心市街地だけが京都市ではない。地域に応じたきめ細やかな取組を期待する。	1	条例改正案の検討に当たっては、中心市街地だけでなく、周辺の地域についても検討を行い、それぞれの地域によって基準を定めております。 頂きました御意見は、今後の参考にさせていただきます。
6	荷捌きの駐車場の方が問題なので、そちらを義務付けるべきである。	1	本市では現在歴史的都心地区(四条通、河原町通、御池通、烏丸通で囲まれたエリア)において、荷捌き車両の削減に向けた取組を進めているところです。 荷捌き駐車場の設置の義務付けについては、その結果を踏まえて検討する必要があると考えております。
7	条例は既に実態とかい離しているので、条例を改正するのであれば、意味のある内容に見直すべきである。	1	平成23年に、本市の自動車の駐車実態に合うよう条例を見直したところです。
8	なぜ、公共交通利用促進策によって、自動車の駐車場の設置義務台数を引下げできる建築物を限定するのか。 自動車から公共交通機関への利用転換を促進するのであれば、すべての建築物が適用できるようにすべきではないかな。	1	公共交通利用促進策により、自動車の駐車場の設置義務台数を引下げることができる制度は、平成23年に新たに設けた制度で、全国的にも事例が少ないことから、制度による影響や効果を検証しながら、適用を拡大することとしていました。 そのため、建築物を限定していましたが、頂きました御意見を踏まえ、適用できる建築物の拡大について検討してまいります。

9	まちづくりの観点から、駐車場がどうあるべきか検討する必要がある。	1	本市では、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしへの転換を促すため、「京都市駐車施設に関する基本計画」を策定し、必要な駐車需要等を踏まえた駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すこととしています。
10	法は交差点や横断歩道付近の駐車場の設置を禁じているはずであるが、駐車場が設置されている場所がある。 それらの駐車場を利用する者の運転マナーが悪いため、歩行者の通行に支障をきたしている。	1	法が対象とする駐車場は、不特定多数の方が利用でき、かつ、駐車スペースの面積が500平方メートル以上の駐車場となります。 頂きました御意見は今後の参考とさせていただきます。

(6) その他(18件)

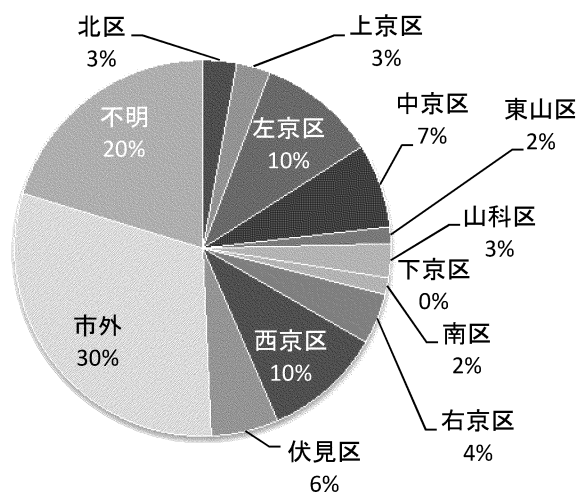
番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	なぜ、京都市駐車場条例は自動車しか対象にしていないのか。	1	条例は、自動車の駐車場の設置を義務付けておりましたが、今回、自動二輪車の駐車場についても、駐車場の設置を義務付けようとするものです。
2	既に自動車の駐車場を設置している建築物とはどういう意味なのか。	1	条例は、既に自動車駐車場の設置を義務付けているため、条例により設置された自動車の駐車場を指しております。
3	リーフレットのページ数が増えても、条例改正の背景や用語解説を説明する必要がある。そうすれば、より現実的な議論ができる。	1	頂きました御意見につきましては、今後の参考とさせていただき、よりわかりやすい資料になるよう検討してまいります。
	パブリックコメントの資料は誰が読んでもわかりやすい資料にしようとするあまり、肝心な部分の説明が不十分なものが多く見受けられる。 法令を根拠としている部分については、専門家以外の人にも理解できるよう丁寧に説明すべきである。	1	
	算定式が難しくよくわからないので、誰が見てもわかる内容にしてほしい。	1	
4	自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるより、警察と連携して駐車違反の取り締まりを強化する方が適切である。	1	自動二輪車の路上駐車を減少させるためには、駐車場の確保だけでなく、駐車違反の取締りや利用者のモラルの向上も重要であると考えております。
5	自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるより、将来を見据えて、公共交通の充実や公共レンタル自転車、自転車道の普及を検討すべきである。	1	条例の改正は、建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けることを目的としております。 頂きました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
6	意見送信フォームの属性について、回答を記載させるのではなく、チェック等により簡便に回答できるようにすべきある。	1	属性については、自由回答としておりますが、チェック式にすると必須事項のように感じられる方がいると考え、記入式としております。
7	パブリックコメントに行政区や性別等の属性は必要ないのではないか。	1	地域によって自動二輪車の利用特性が異なることから、それらの特性と頂きました御意見との関連について、調査するため、属性に関する設問を設けています。

8	意見を勝手に省略しないでほしい。	1	たくさんの方から多くの御意見を頂きましたので、同様の趣旨の御意見については取りまとめしております。取りまとめに当たっては、できるだけ記載するなど工夫したところです。
9	自動車や自動二輪車の駐車違反の取り締まりが厳しくなって京都市内に行くことがなくなった。	1	自動二輪車の駐車場も必要ですが、本市では人と公共交通優先の歩いて楽しいまちづくりを推進していますので、ぜひとも公共交通を利用して京都におこしいただきますようお願いいたします。
10	京都は車が多く運転していて危ないと感じることがあるので、車がなくても生活できるまちにしてほしい。	1	本市では、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進しており、自動車利用の抑制などに取り組んでいるところです。
11	改正の条例を周知するため、芸能人を呼んでイベントが行われたことがあるが、意味がない周知はやめるべき。	1	頂きました御意見は、今後の参考にさせていただきます。
12	京都市の景観はよくなったのかもしれないが、経済の活性という視点ではどうなのか。京都市内に行く気がしない。	1	本市が実施する景観政策が、京都という都市にどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、その内容を京都市景観白書として取りまとめしており、経済の活性化も一定評価しております。
13	大規模小売店舗立地審議会の議論は、商業施設の建築に反対している人が、駐車場を理由に建築の引き延ばしを行っているように思われる。 駐車場の議論が交通の円滑化と静穏な住環境の保全につながるものであってほしい。	1	大規模小売店舗立地審議会は、店舗に来客する方や商品の搬出入によって周辺地域に渋滞が生じるなどの影響について、大規模店舗が周辺地域に十分な配慮を払うことを目的に審議しています。
14	なぜ、客待ちのタクシーや荷捌きの車両の路上駐車を取り締まることができないのか。 生産性の向上のためなどの理由で取り締まることができないのか。	1	関係機関に御意見をお伝えさせていただきます。
15	地下鉄東山駅の出入口が交差点から遠く、横断歩道を数回渡らなければバスに乗り換えられないので、交差点や横断歩道付近の駐車場は、地下鉄の出入口に転用させるなど、地下鉄の利便性や歩行者の安全性の向上に活用してほしい。 東山三条北行きのバス停は歩道が狭いうえ、混雑しているにもかかわらず、東大路通整備構想の対象から外されている。 周辺の駐車場を活用してバス停の環境を改善してほしい。	1 1	頂きました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

御意見をお寄せいただいた方の属性

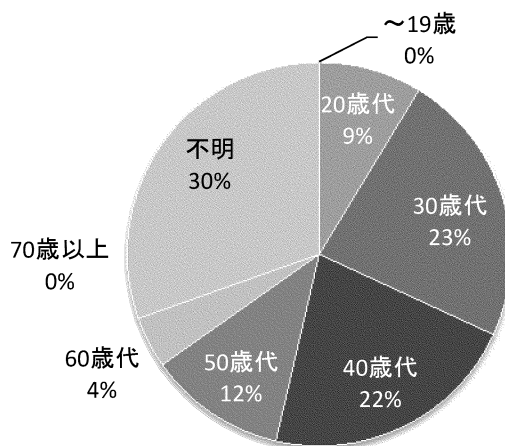
(1) 居住地別

居住地	通数	割合(%)
北区	2	3
上京区	2	3
左京区	7	10
中京区	5	7
東山区	1	2
山科区	2	3
下京区	0	0
南区	1	2
右京区	3	4
西京区	7	10
伏見区	4	6
市外	21	30
不明	14	20
合計	69	



(2) 年齢別

年齢	通数	割合(%)
～19歳	0	0
20歳代	6	9
30歳代	16	23
40歳代	15	22
50歳代	8	12
60歳代	3	4
70歳以上	0	0
不明	21	30
合計	69	



(3) 性別

性別	通数	割合(%)
男性	45	65
女性	5	7
不明	19	28
合計	69	

